

東濃信用金庫との取引に当たって、 お客様の個人番号・法人番号をいただく場合があります。

注目!

東濃信用金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始に当たって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

東濃信用金庫においても、お客さまとの取引に当たって、個人番号・法人番号をいただく場合がございますので、ご協力のほどよろしくお願いたします(※法令で定められた手続き以外に利用することはありません)。

お客さまからマイナンバーの提示が必要な主な取引

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。

個人のお客さま

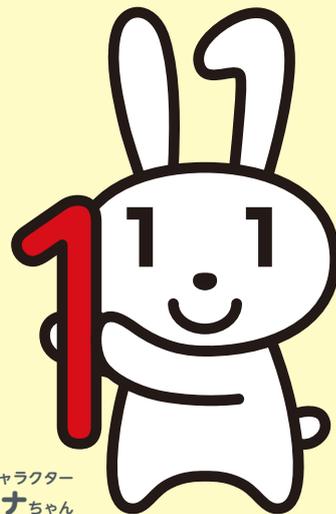
- マル優(非課税貯蓄制度)
- マル特(公債利子非課税制度)
- 財形(年金・住宅)*1
- 投資信託
- 公共債
- 少額投資非課税制度(NISA)
- 出資金
- 外国送金・支払および受領

法人のお客さま

- 定期預金*2、通知預金、定期積金
- 外貨定期預金*2
- 外国送金・支払および受領(外為WEBを含む)
- 出資金
- 財形制度がある法人*3
- 投資信託
- 公共債

*1 勤務先に個人番号を告知し、勤務先を経由して当金庫が利用します。 *2 3年間の猶予期間のある取引があります。

*3 非課税財形を利用している従業員に係る書類作成に利用します。



マイナンバーキャラクター
マイナちゃん

地元と共にあり、共に栄える



東濃信用金庫

営業統括部

電話番号:0572-25-2120

☎ 0120-330-111

平成28年1月作成